

京都市立浴場条例の全部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第96号）（文化市民局市民生活部人権文化推進課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に市立浴場の管理を行わせるために必要な事項を定めるとともに、規定を整備することとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

なお、利用料金の承認の申請等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市立浴場条例の全部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第96号

京都市立浴場条例の全部を改正する条例

京都市立浴場条例の全部を次のように改正する。

京都市立浴場条例

(設置)

第1条 市民の保健衛生及び生活環境の改善向上を図るため、市立浴場（以下「浴場」という。）を設置する。

2 浴場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第2条 浴場の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 浴場の供用に係る業務
- (2) 浴場の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(供用時間及び供用しない日)

第3条 浴場の供用時間及び浴場を供用しない日は、別表第2のとおりとする。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用制限)

第4条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、浴場の利用を制限することができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(利用料金)

第5条 浴場を利用する者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、物価統制令第4条の規定による統制額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の還付)

第6条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用料金の承認の申請その他指定管理者に浴場の管理を行わせるために必要

な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1（第1条関係）

名 称	位 置
京都市立楽只浴場	京都市北区紫野上御輿町25番地
京都市立錦林浴場	京都市左京区鹿ヶ谷高岸町2番地の1
京都市立養正浴場	京都市左京区田中馬場町77番地
京都市立壬生浴場	京都市中京区西ノ京新建町12番地
京都市立三条浴場	京都市東山区三条大橋東3丁目下る教業町696番地
京都市立崇仁第一浴場	京都市下京区上之町4番地の1
京都市立崇仁第二浴場	京都市下京区屋形町6番地の1
京都市立崇仁第三浴場	京都市下京区下之町56番地
京都市立吉祥院浴場	京都市南区吉祥院道登東町47番地
京都市立山ノ本浴場	京都市南区上鳥羽山ノ本町38番地
京都市立久世浴場	京都市南区久世大築町66番地
京都市立辰巳浴場	京都市伏見区醍醐外山街道町21番地の11
京都市立改進黨浴場	京都市伏見区竹田狩賀町131番地

別表第2（第3条関係）

名 称	供 用 時 間	供用しない日
京都市立楽只浴場	午後4時から午後11時まで	日曜日
京都市立錦林浴場	午後4時から午後11時まで	日曜日
京都市立養正浴場	午後4時から午後11時まで	日曜日
京都市立壬生浴場	午後4時から午後11時まで	日曜日

京都市立三条浴場	午後3時30分から午後10時30分まで	日曜日
京都市立崇仁第一浴場	午後4時から午後11時まで	土曜日
京都市立崇仁第二浴場	午後4時から午後11時まで	月曜日
京都市立崇仁第三浴場	午後4時から午後11時まで	日曜日
京都市立吉祥院浴場	午後4時から午後11時まで	日曜日
京都市立山ノ本浴場	午後4時から午後10時まで	日曜日
京都市立久世浴場	午後4時30分から午後11時まで	日曜日
京都市立辰巳浴場	午後4時から午後11時まで	日曜日
京都市立改進黨浴場	午後4時から午後11時まで	月曜日

(文化市民局市民生活部人権文化推進課)